

海部南部危険物安全協会会則

制定 昭和 49 年 4 月 1 日

改正 昭和 57 年 5 月 19 日

改正 平成元年 5 月 25 日

改正 平成 11 年 5 月 28 日

改正 平成 12 年 5 月 26 日

改正 平成 14 年 5 月 29 日

改正 平成 18 年 5 月 29 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、海部南部危険物安全協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、海部南部消防本部に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の融和連絡を図り、危険物及び液化石油ガス等の安全な貯蔵取扱い及び管理等についての研究を行い、これらに起因する災害防止に努め、もって各事業の健全な振興発展と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会の前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員相互の融和連絡を図ること。
- (2) 会員に対して関係法令の普及徹底に努めること。
- (3) 講習会及び研修に関すること。
- (4) 危険物及び液化石油ガス等の安全な貯蔵、取扱い、防災、公害、その他の研究並びに改善に関すること。
- (5) 危険物及び液化石油ガス等災害予防思想の普及徹底に関すること。
- (6) 功労者の表彰に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要と認める事項。

第 3 章 組織

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種とする。

(1) 正会員

次の市村内の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所並びに液化石油ガス販売所、多量消

費事業所の所有者又は管理者

ア 弥富市

イ 飛島村

(2) 賛助会員

本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 幹事 2名

(4) 理事 若干名

(5) 会計幹事 2名

2 会長、副会長は、理事の互選による。会長は、本会を代表して会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職を代理する。

3 理事は、会員の互選とする。ただし、理事は、市村の区域ごとに、概ね会員10名につき1名を選出するものとする。

4 理事は、会務に従事し、会計監事は、会計を監査する。

(顧問並びに参加)

第7条 本会に顧問並びに参加を置くことができる。

2 顧問は、消防長とし、参加は、役員会に諮り、会長がこれを委嘱する。

3 顧問並びに参加は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども後任者の就任までは、その職務を行うものとする。

(幹事)

第9条 本会の庶務、会計を処理するため、幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上これを開き、次の次項を議決する。

(1) 毎年度の事業計画

(2) 歳入、歳出の予算並びに決算

(3) 会則の変更

(4) その他、会長が必要と認める事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じてこれを開き、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべき議案

(2) その他、本会の運営並びに事業の実施について、会長が必要と認める事項

(会議の招集及び議決)

第13条 会議は会長が招集し議長となる。

2 会議は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長がこれを決するものとする。

第5章 会費及び会計

(経費の支弁)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会費)

第15条 本会の会費は、別表に定める平均割、施設数割及び数量割のそれぞれの額の合計額とする。ただし、賛助会員の会費は、6,000円とする。

2 会費は、総会終了後すみやかに納入するものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月25日から施行する。ただし、平成元年度の会費は、従前の規定による。

附 則

この会則は、平成11年5月28日から施行する。ただし、平成11年度の会費は、従前の規定による。

附 則

この会則は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年5月29日から施行する。ただし、平成14年度の会費は、従前の規定による。

附 則

この会則は、平成18年5月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。